

# 価額競争の実施に関する検討状況等について ～5Gの更なる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数割当てについて～

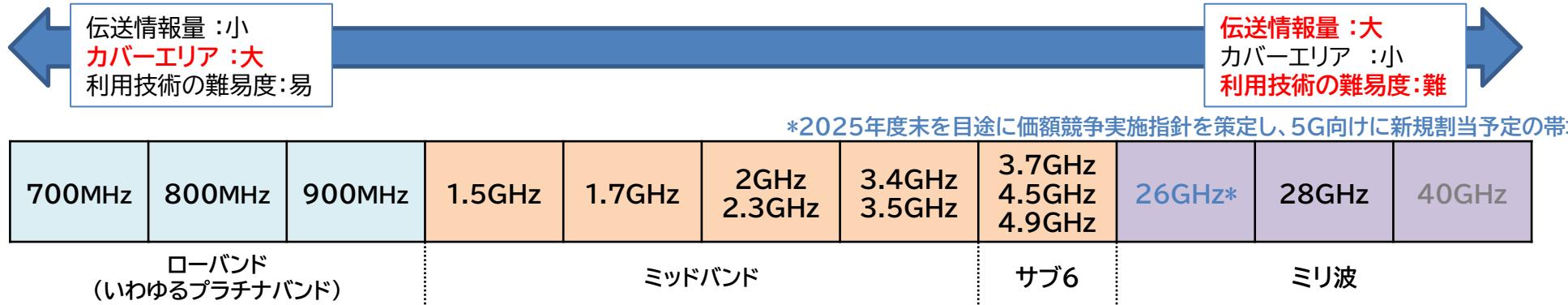
---

令和7年11月27日  
総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課

# **1．携帯電話インフラの現状**

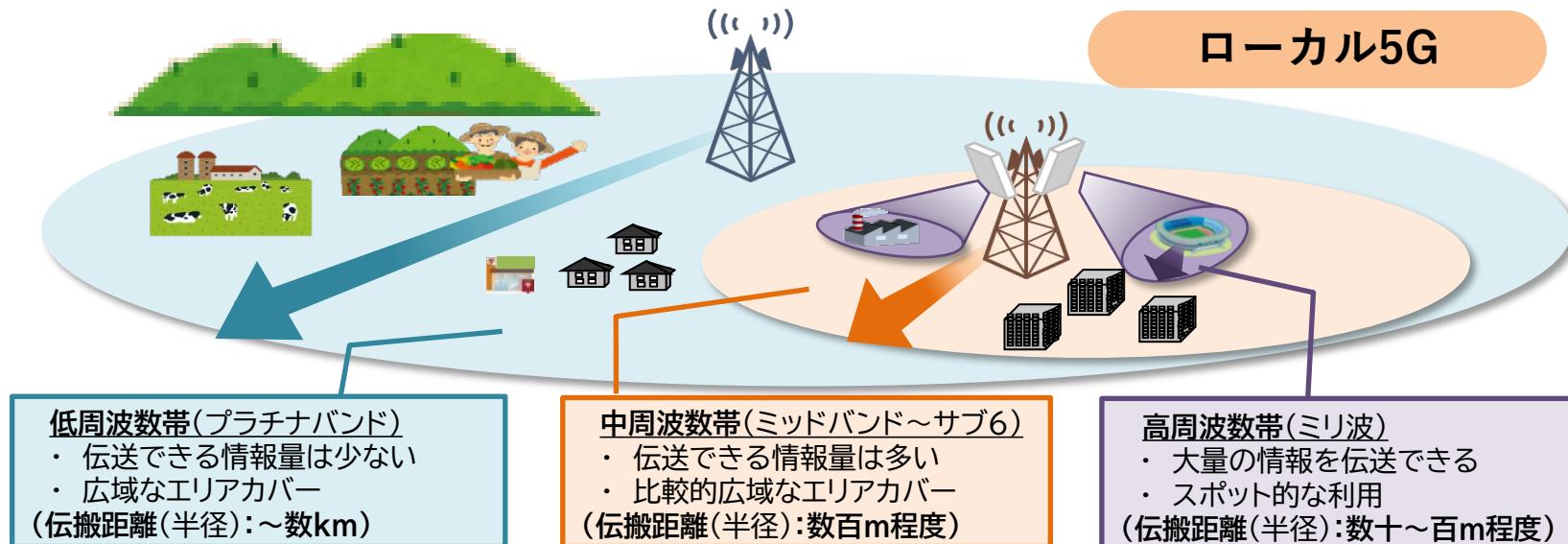
# 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方

- 携帯電話は、広いエリアカバーレッジに適している比較的**低い周波数帯から高トラヒックに対応する高い周波数帯まで幅広い周波数帯**を割当て
- 他方、様々な主体・ニーズに使える**ローカル5G**には、スポット的な利用に適している比較的**高い周波数帯**を中心に割当て



## 携帯電話

## ローカル5G



# 携帯電話等用周波数の割当状況

- 携帯電話事業者及び全国BWA事業者※に割り当てられた周波数は、下表のとおり（2025年11月現在）。
- 直近の割当てとして、以下を実施。
  - ・ 2022年5月 5G用周波数として2.3GHz帯※1（ダイナミック周波数共用）
  - ・ 2023年10月 いわゆるプラチナバンドである700MHz帯※2
  - ・ 2024年12月 5G用周波数として4.9GHz帯※3（サブ6帯）

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯 4.0GHz帯	4.5GHz帯 4.9GHz帯	28GHz帯	合計
	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	
◎ docomo	20MHz	30MHz		30MHz	40MHz 東名阪のみ	40MHz			40MHz	40MHz	100MHz	100MHz	400MHz	840MHz
au	20MHz	30MHz		20MHz	40MHz	40MHz	40MHz ※1			40MHz	200MHz		400MHz	830MHz
UQ Communications								50MHz						50MHz
SoftBank	20MHz		30MHz	20MHz	30MHz	40MHz			40MHz	40MHz	100MHz	100MHz ※3	400MHz	820MHz
WIRELESS CITY PLANNING								30MHz						30MHz
Rakuten Mobile	6MHz ※2				80MHz (40MHzは 東名阪以外)					100MHz		400MHz		586MHz
合計	66MHz	60MHz	30MHz	70MHz	190MHz	120MHz	40MHz	80MHz	80MHz	120MHz	500MHz	200MHz	1600MHz	3,156MHz

認定期間が満了した周波数又は開設計画の認定に係らない周波数

認定期間中の周波数

※ 携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社。  
全国BWA事業者は、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社。

# 基地局数（2023年度末）

- 各免許人に割り当てられた周波数帯ごとの基地局数<sup>※1</sup>の調査結果は、下表のとおり（令和6年3月末時点<sup>※2</sup>）。

\	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.0GHz帯	4.5GHz帯	28GHz帯	合計
	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	FDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	TDD	
docomo	5G 7,112 (+4,182)	4G 74,437 (+296)	—	4G 31,664 (+124)	4G 21,502 (+72) 東名阪のみ	5G 137(+137)	—	—	5G 1,785 (+372)	5G 445 (+152)	5G 14,789 (+4,433)	—	5G 15,307 (+3,794)	5G 6,719 (+2,325)	5G 46,294(+15,395)
	4G 15,828 (-3,786)	3G 73,400 (-3)	—	3G 53,670 (-5,130)	3G 75,057(-22)	—	—	4G 9,608 (+313)	4G 30,450 (-207)	3G —	—	3G —	3G 258,546(-3,210)	3G 127,070(-5,133)	
au	5G 15,098 (+2,949)	4G 83,941 (+948)	—	4G 11,984 (+344)	4G 9,120 (+3,737)	4G 50,503 (+6)	5G 86 (+86)	—	5G —	5G 15,550 (+5,877)	5G 32,530 (+14,171)	5G 7,110 (+4,899)	5G —	5G 14,998 (+10,805)	5G 94,492(+42,524)
	4G 22,073 (-1,015)	—	—	—	4G 19,730 (+5,271)	—	—	—	4G 9,927 (-2,961)	4G —	4G —	4G —	4G —	4G 198,158(+2,593)	
UQ Communications	—	—	—	—	—	—	—	—	5G 2,713 (+2,146) 高度化BWA 44,391 (-97)	—	—	—	—	—	5G 2,713(+2,146) 高度化BWA 44,391(-97)
SoftBank	5G 17,208 (+2,466)	4G 5,158 (-958)	—	4G 63,316 (+1,169)	4G 10,960 (+225)	5G 17,478 (+3,595)	5G 3(+3) 4G 47,982 (+1,838)	—	5G 30,224 (+4,177)	5G 3,070 (+3,070)	5G 10,562 (+4,104)	—	5G —	5G 6,816 (+2,580)	5G 85,361(+19,995)
	3G 38,445 (-38)	3G 22,486 (+2,554)	—	3G 71,903(-822)	3G —	4G —	4G 45 (-3)	—	4G 30,040 (-171)	4G —	4G —	4G —	4G —	4G 179,987(+4,654)	4G 110,348(-860)
WIRELESS CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	—	5G 4 (+1) 高度化BWA 66,356 (+61)	—	—	—	—	—	5G 4(+1) 高度化BWA 66,356(+61)	
Rakuten Mobile	4G 0 (-)	—	—	—	4G 65,763 (+5,996)	—	—	—	—	5G 18,977 (+7,924)	—	—	5G 15,232 (+4,692)	5G 34,209(+12,616)	
合計	5G 39,418 (+9,597)	4G 158,378 (+1,244)	4G 63,316 (+1,169)	4G 54,608 (+693)	5G 26,598 (+7,332)	5G 140 (+140)	5G 2,717 (+2,147)	5G 32,009 (+4,549)	5G 19,065 (+9,099)	5G 76,858 (+30,632)	5G 7,110 (+4,899)	5G 15,307 (+3,794)	5G 43,765 (+20,402)	5G 263,073(+92,677)	
	4G 43,059 (-5,759)	3G 73,400 (-3)	3G 38,445 (-38)	3G 129,481 (+13,893)	3G 125,573 (-5,952)	4G 173,542 (+1,822)	4G 110,747 (-36)	4G 9,653 (+310)	4G 70,417 (-3,339)	4G —	4G —	4G —	4G —	4G 702,454(+10,033)	4G 110,747 (-36)
	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G —	3G 237,418 (-5,993)	

※1 陸上移動中継局を含み、屋内小型基地局及びフェムトセル基地局を除く。かつて書きは昨年度実績値との比較。

※2 3.7GHz帯、4.0GHz帯、4.5GHz帯及び28GHz帯については令和6年4月9日時点。

# 5G基地局数・5G人口カバー率の状況（2023年度末）

- 2023年度末の各携帯電話事業者の5G基地局<sup>※1</sup>数・5G人口カバー率は、下表・グラフのとおり。

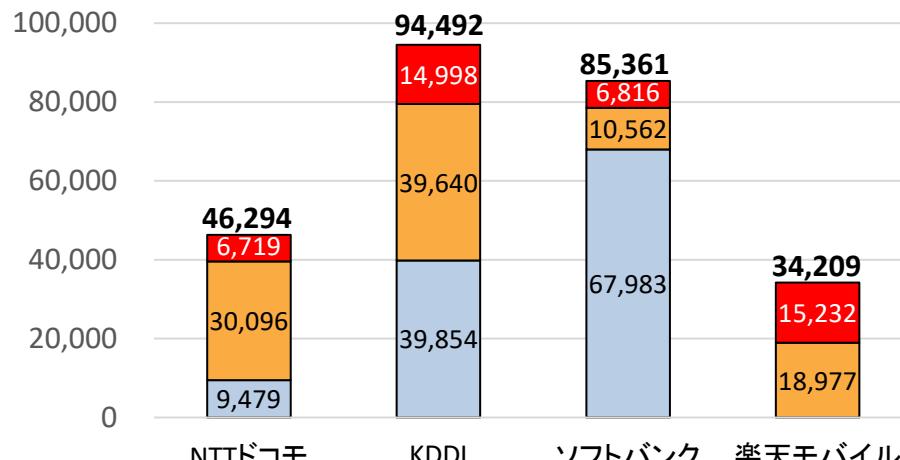
※1 陸上移動中継局を含み、屋内小型基地局及びフェムトセル基地局を除く。

## 携帯電話事業者ごとの5G整備状況（5G基地局数・5G人口カバー率）

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	楽天モバイル	合計
5G基地局数 (前年度比)	<b>46,294 局</b> (+15,395 局)	<b>94,492 局</b> (+42,524 局)	<b>85,361 局</b> (+19,995 局)	<b>34,209 局</b> (+12,616 局)	<b>260,356 局</b> (+90,530 局)
5G人口カバー率 (前年度比)	<b>83.5 %</b> (+12.9 %)	<b>93.3 %</b> (+2.5 %)	<b>96.8 %</b> (+3.0 %)	<b>50.6 %</b> (+20.1 %)	<b>98.1 %</b> <sup>※2</sup> (+1.5 %)

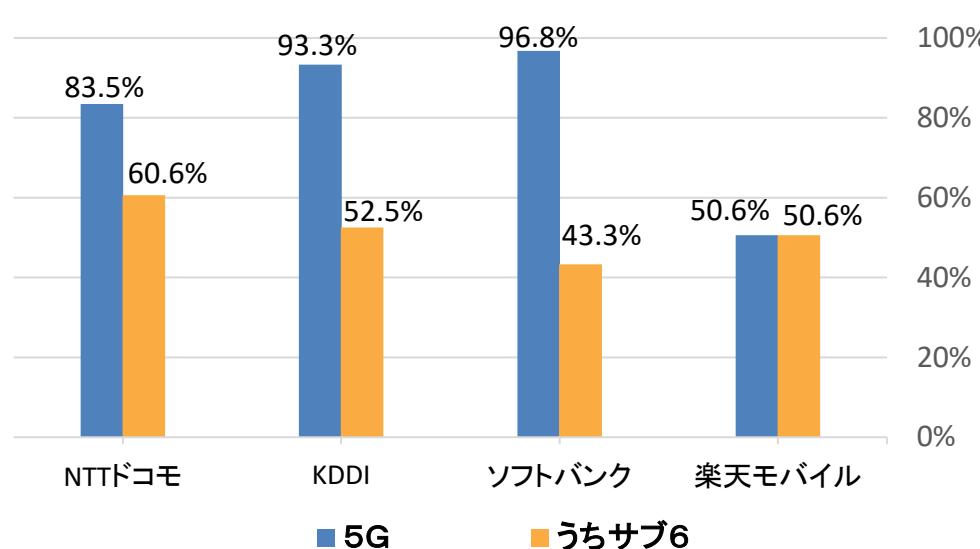
※2 携帯キャリア4者のエリアカバーを重ね合わせた数字(小数点第2位以下を四捨五入)

5G基地局数(周波数帯ごと)



■ローバンド・ミッドバンド ■サブ6 ■ミリ波

5G人口カバー率



■5G ■うちサブ6

# デジタルインフラ整備計画 2030 (2025年6月11日公表)

- **2030年頃**を見据え、必要となるデジタルインフラの**整備方針**とその実現に向けた**具体的な推進方策**を整理し、デジタルインフラの整備を一体的・効率的に推進するために「**デジタルインフラ整備計画 2030**」を策定。

## A I 時代の新たなデジタルインフラの推進

### データセンター・海底ケーブル・AI

- ワット・ビット連携による効率的なデータセンターや海底ケーブルの整備により、地方におけるAI利用を推進

#### 具体的な取組

- データセンターや海底ケーブルの地方分散を支援
- データセンター等におけるAPN整備を支援
- データセンター間をAPNで接続する実証事業を支援

### オール光ネットワーク (APN)

- 次世代の基幹インフラとして位置づけ、必要な技術を確立し、本格的な展開を開始

#### 具体的な取組

- 複数事業者間の相互接続・連携技術の確立
- ユースケース等のテストベッドの段階的整備

### 次世代情報通信基盤・量子暗号通信

- AI社会を支えるインフラとして、低遅延・高信頼・低消費電力な次世代情報通信基盤を実現
- 量子暗号通信の社会実装を実現

#### 具体的な取組

- 研究開発・国際標準化の重点的な支援
- 量子暗号通信テストベッドの拡充・高度化によるユースケース創出や革新的技術の研究開発の推進

## 新たなデジタルインフラやデジタル技術の活用を支えるネットワークの構築

### 光ファイバ

- 未整備地域を解消し、整備されたネットワークを、あらゆる政策手段により維持

#### 具体的な取組

- 光ファイバの整備
- B B ユニバーサルサービスの確保
- 公設設備の民間移行の促進

### モバイルネットワーク

- 「5Gならでは」の実感を伴う高品質な通信サービスの普及拡大、非居住地域を含めた通信環境の確保

#### 具体的な取組

- 高周波数帯（サブ6・ミリ波）を利用可能なエリアの拡大
- 多様な手段による通信インフラの整備
- 道路・鉄道トンネルにおける電波遮へい対策の推進

### 非地上系ネットワーク (NTN)

- 衛星通信、HAPS等を活用し、離島、海上、山間部を含めて、我が国のあらゆる地域で高度な通信サービスが利用できる環境を実現

#### 具体的な取組

- 衛星コンステレーション等による衛星通信サービスの高度化の推進
- HAPSの国内導入の支援

## 横断的な事項

**通信インフラの強靭化**：携帯電話基地局等の通信インフラの強靭化、官民連携による災害時の通信復旧体制の強化、サイバーセキュリティの確保

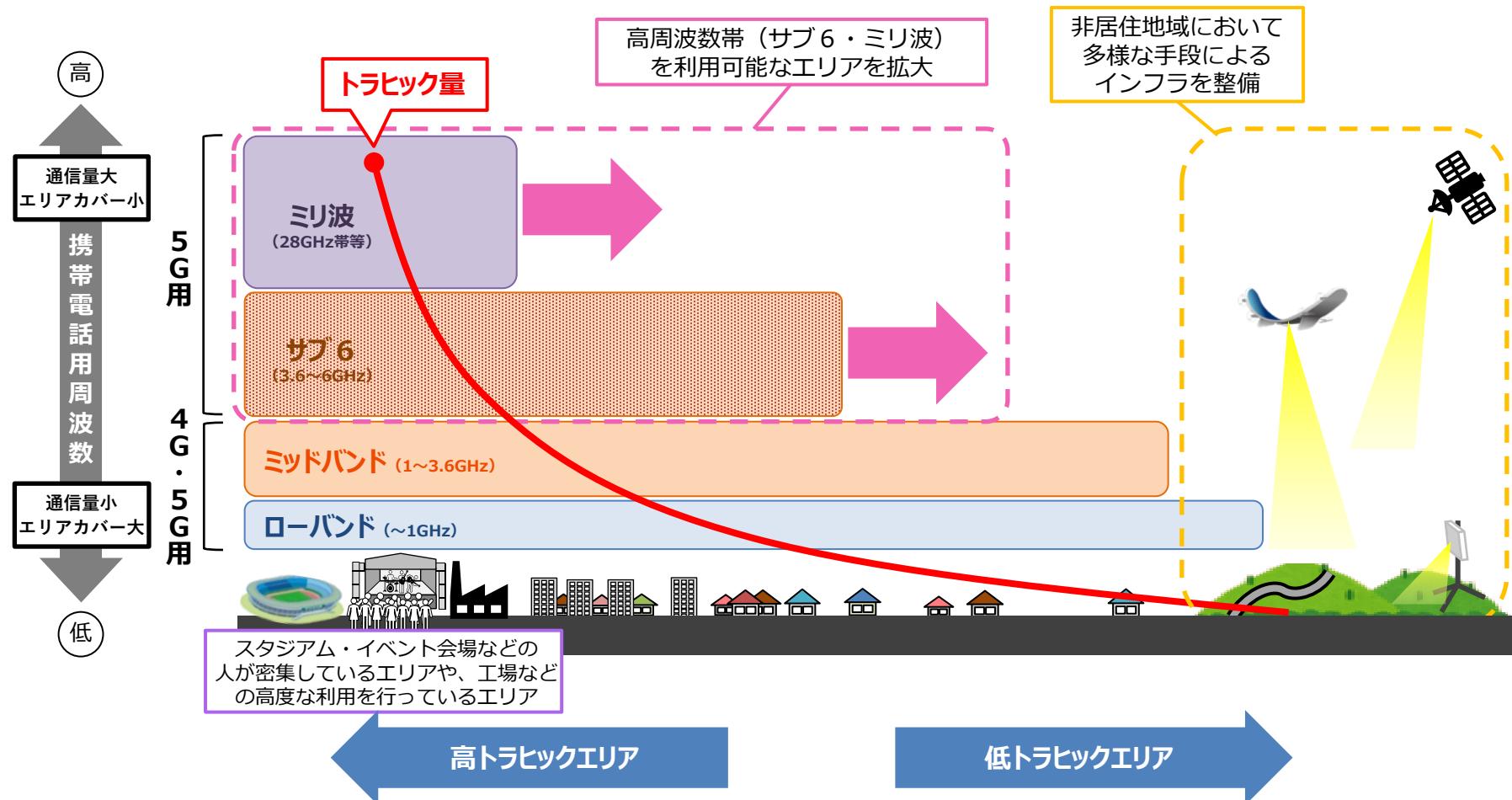
**インフラ整備とソリューションの一体的推進**：面的展開を見据えたプロジェクトによる地域課題解決、自動運転を支える通信環境確保、エッジAI活用

**官民の役割分担**：民間企業の主体的な整備を基本としつつ、官民が連携してインフラ整備に取り組む場合の基本的な考え方を整理

# 2030年頃を見据えたモバイルネットワークの整備イメージ

トラヒックの需要や利活用シーンに応じたメリハリ及び厚みのあるモバイルネットワークの整備を目指す。

- 5Gの特長を生かした高品質な通信サービスの普及拡大のため、高周波数帯（サブ6・ミリ波）を利用可能なエリアを拡大
- 非居住地域を含む通信環境の確保に向けて、多様な手段による柔軟なインフラ整備を促進



- ・ 2030年頃のモバイルネットワークについて、**高周波数帯（サブ6・ミリ波）の一層の活用・5G SAの普及等**により、超高速・低遅延・多数同時接続といった**5Gの特長**を活かした高品質な通信サービスが広く普及するとともに、道路等の**非居住地域**であっても通信環境の確保が求められる地域については、多様な手段による**インフラ整備が進んでいる姿を目指す。**
- ・ 上記を踏まえた具体的な整備目標は、次のとおり。

## ● 5G人口カバー率

2030年度末：全国・各都道府県99% (2024年度末実績：全国98.4%)

## ● サブ6展開率（複数事業者のサブ6基地局が展開されているエリア）

2027年度末：90%、2030年度末：95% (2023年度末実績：70.1%)

## ● ミリ波基地局数

2027年度末：合計5万局、2030年度末：合計7万局 (2024年度末実績：4.5万局)

## ● 都道府県庁及び市区町村の本庁舎の5Gエリアカバー

2025年度末：100% (2023年度末実績：97.0%)

## ● 5G基地局数

2025年度末に合計30万局、 (2024年度末実績：30.2万局)

2030年度末に合計60万局（うちインフラシェアリングによるものは30万局） うちインフラシェアリングによるものは16.5万局)

## ● 5G SA

今後整備するサブ6・ミリ波を使用する5G基地局は、原則として全て、将来的にはSA対応が可能となる基地局として整備

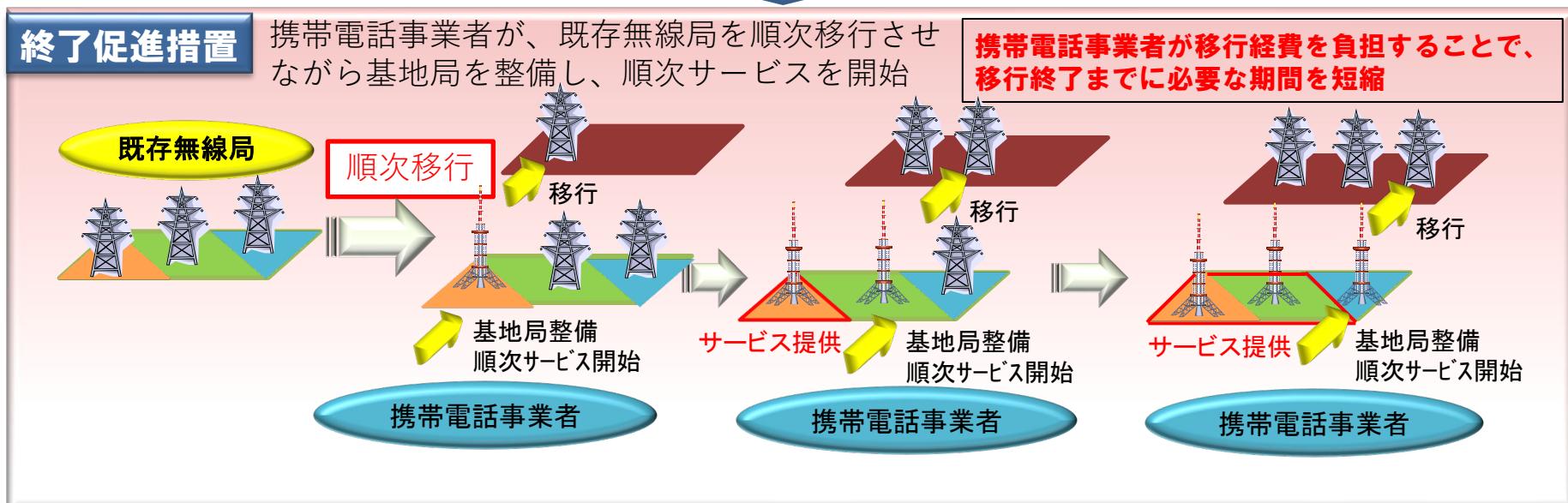
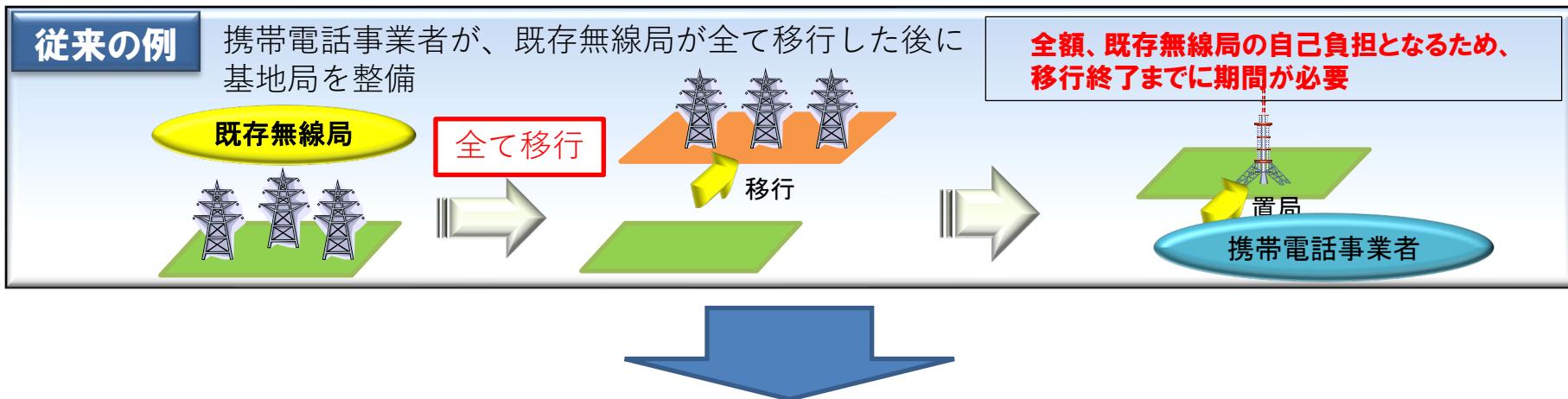
## ● 道路カバー率（高速道路及び国道）

2030年度末：99%、高速道路については100%

## **2. 終了促進措置等の状況**

# (参考) 終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置



# 終了促進措置の実施状況

周波数帯		開設計画認定日	認定開設者	既存システム
<b>1.7GHz帯</b>	全国バンド	2018.4.9	・KDDI/沖縄セルラー ・楽天モバイルネット ワーク (現楽天モバイル)	公共業務
	東名阪以外	2021.4.14	・楽天モバイル	公共業務

【実施状況】※2025年度第2四半期報告より

- **2018年4月**、終了促進措置の実施概要に関して対象免許人との**協議を開始**。
- **2018年6月**、対象免許人と**実施概要について合意**し、対象免許人専用の窓口を設置。  
同年7月、終了促進措置の実施手順を通知。
- **2021年7月**、対象免許人と**実施概要について合意**。同年9月、終了促進措置の実施手順を通知。
- **2022年度末までに**、事業継続のために必要とされる代替通信回線を整備し、**全ての既存無線局の運用停止**。
- 現在、**移行先機器の納入の調整を継続中**。  
(実施に要した費用は現時点で累計276億円)

周波数帯	開設計画認定日	認定開設者	既存システム
<b>4.9GHz帯</b>	2024.12.13	・ソフトバンク	5GHz帯無線アクセスシステム

【実施状況】※2025年度第1四半期報告より

- **2024年度第4四半期から**、既存免許人等と終了促進措置の**具体的な協議を開始**。  
※開設計画によれば2036年3月までに移行完了予定
- 2025年1月、認定開設者のウェブサイトを通じて、終了促進措置の実施に向けた周知を実施するとともに、お問い合わせ窓口の設置について周知。
- **2025年6月までに**、対象となる**全ての製造事業者等と協議を開始**し、継続中。

※2025年10月までに、対象となる全ての免許人等と協議を開始。

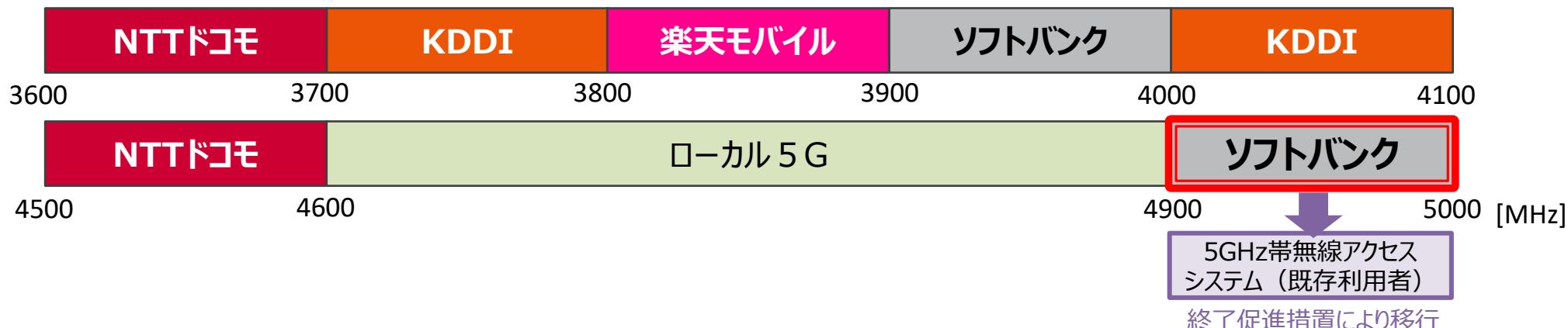
# (参考) 4.9GHz帯の周波数割当てについて

- **4.9GHz帯** (4.9~5.0GHz) は、総務省が策定・公表した「周波数再編アクションプラン」において、「**令和7年度末までの5Gへの周波数割当て**に向けて、(略) 同周波数帯に導入する5Gの技術的条件を令和5年度内を目途に取りまとめ、既存無線システムについては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等の検討を進める」とことされた。
- **2024年9月30日に割当方針（開設指針、技術基準等）を制定**するとともに、同年9月30日から10月30までの間、事業者から開設計画の申請を受付。ソフトバンク株式会社1者から申請があった。
- 審査の結果、申請された計画が、開設指針に定める審査基準に適合していると認められるため、**同年12月13日、ソフトバンク株式会社に対し、4.9GHz帯の周波数を指定して、開設計画の認定を行った。**

## 特定基地局の開設計画の認定

- 認定開設者 ソフトバンク株式会社
- 認定の有効期間 認定日から16年間
- 指定周波数 4,900MHzを超える5,000MHz以下

**認定を行った4.9GHz帯 100MHz幅 1枠 認定期間 16年**



**【絶対審査基準のうち終了促進措置に係る事項】**

- 既存無線局の移行に**最低限必要な金額（740億円）**を確保できること
- 終了促進措置に関する計画が、**開設指針第五項**の規定を遵守していること

・主な開設指針第五項の規定

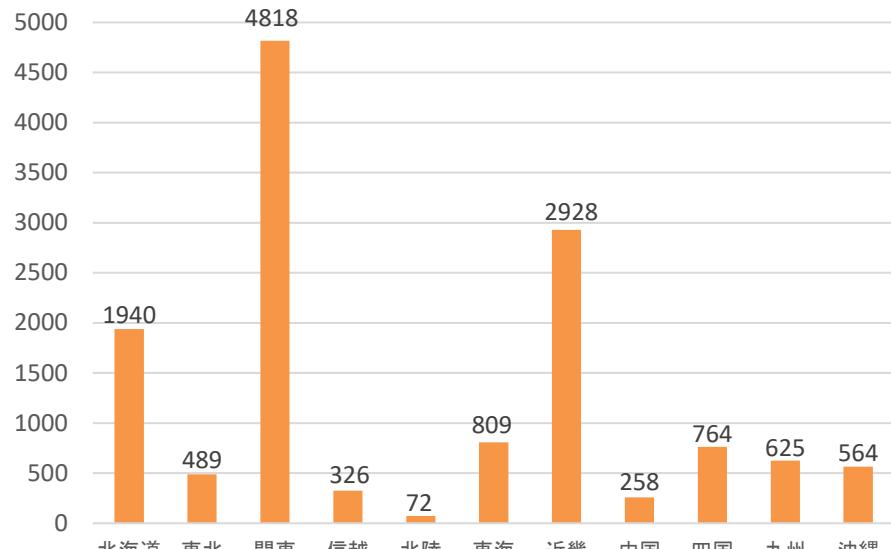
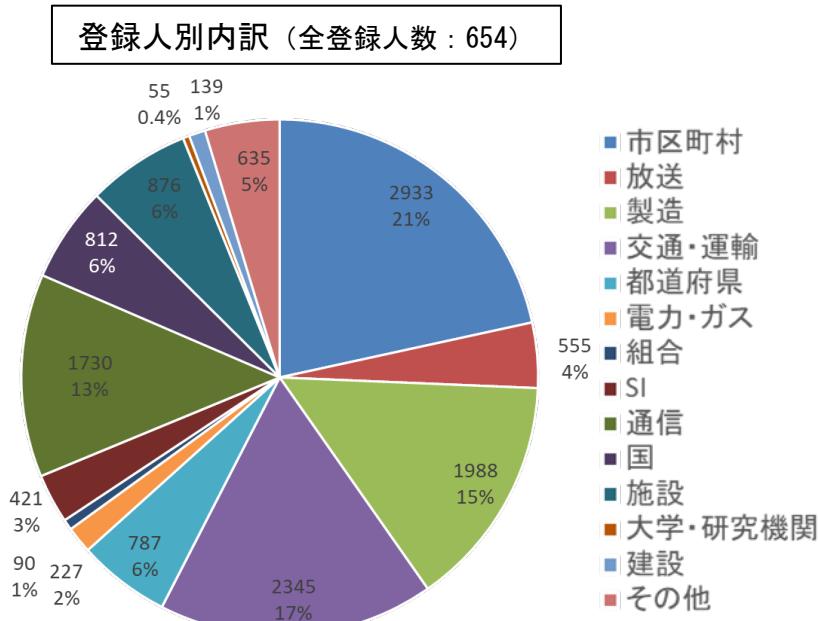
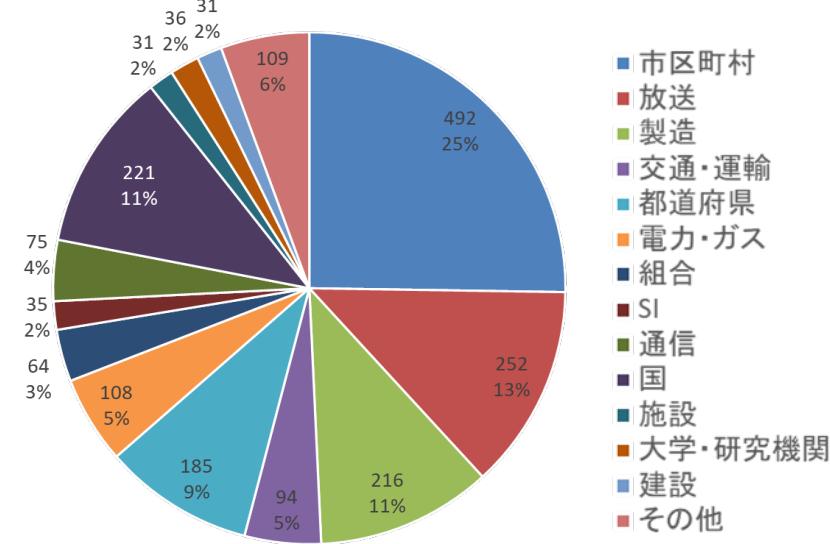
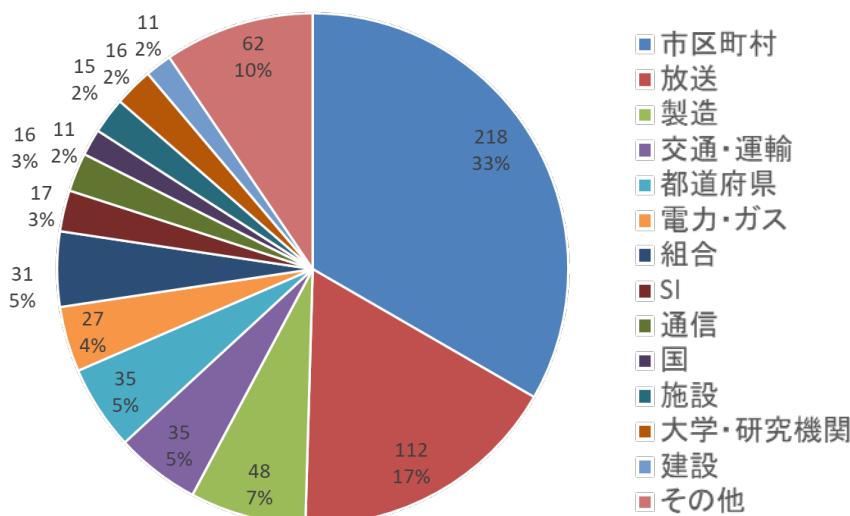
**周波数移行に関する基準**

- ① 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局を対象とする終了促進措置を実施すること
- ② 移行先設備の取得・工事に必要な費用を負担すること
- ③ 認定日から6月以内に、既存登録人等へ問合せ窓口の連絡先・対応時間等の周知を開始すること
- ④ 認定日から6月以内に、終了促進措置の実施手順を既存登録人等に通知すること
- ⑤ ③、④の前に5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の認証取扱業者・製造業者等と協議を実施すること
- ⑥ 既存登録人等と終了促進措置の内容について協議を行うこと
- ⑦ 既存登録人等から協議の申し入れがあったときは遅滞なく協議を開始すること

**透明性確保に関する基準**

- ① 開設計画認定前に、費用負担に関する既存登録人等との事前協議を行わないこと
- ② 認定日から1月以内に、問合せ窓口を設置し、公表すること
- ③ 終了促進措置の実施に関する協議に関して、製造業者等に対価を支払ってはならないこと
- ④ 終了促進措置の実施に当たって、認定者以外の提供する設備の利用を妨げてはならないこと
- ⑤ 終了促進措置の完了までの間、四半期ごとに終了促進措置の実施状況を報告すること

# (参考) 5GHz帯無線アクセスシステムの利用状況 (2025年10月末)

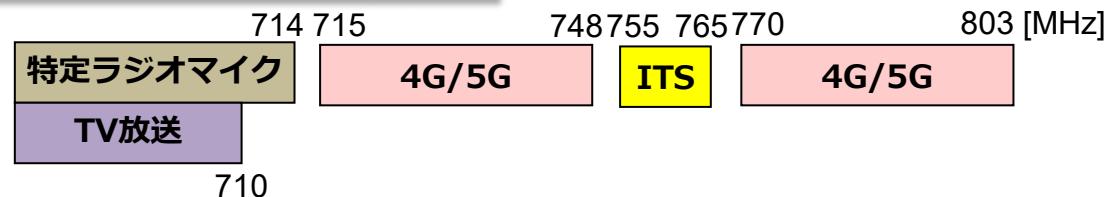


(\*) 開設局数は、包括登録局の場合に届出のあった開設局の数(单一登録局の場合は1。)

# 他の免許人との共用または干渉調整が必要な携帯電話用周波数帯の利用状況

16

## 700MHz帯の利用状況



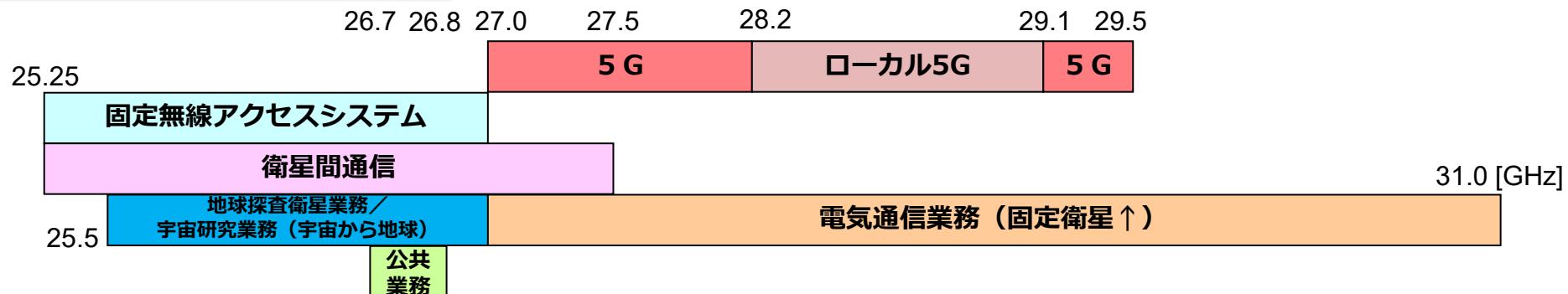
## 2.3GHz帯の利用状況



## 3.4~4.9GHz帯の利用状況



## 26~28GHz帯の利用状況



### **3．価額競争の実施に向けた検討状況**

# 価額競争の実施方法に関する検討の背景・経緯

- 令和7年電波法改正・利用意向調査の結果等を踏まえ、26GHz帯の価額競争による早期割当に向け、  
**価額競争の実施方法に関する検討作業班**（主任：藤井威生 電気通信大学教授）を設置し、価額競争の実施方法を検討。

## 令和7年電波法改正

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年4月25日公布）により、6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を、**価額競争※**により選定する制度を導入。

※入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た者を落札者として決定する手続

〔具体的なイメージ〕

**現行**の周波数割当方式

〔区域〕

全国が基本

〔主体〕

携帯電話事業者（4グループ）

〔条件〕

欠格事由に該当しないほか  
計画の優劣を総合評価

**新たな**周波数割当方式

複数の市区町村など一定の広がりを持った地域

4グループ以外にも大小様々な主体  
欠格事由に該当しないほか  
専ら**価額**の多寡による評価



## 26GHz帯/40GHz帯の利用意向調査

- 総務省は、26GHz帯・40GHz帯における5Gの利用に関する調査（令和7年5月19日～6月18日）を実施。
- 計9者（事業者：8者、団体1者）から回答があり、**26GHz帯**について一定の利用意向が示された。

### 【26GHz帯に関する主な回答】

〔利用シーン〕都市部やスタジアム、大規模イベント等の超高トラヒックエリア/AI・IoT/産業領域/周波数シェアリング/屋内外のトラヒック対策/自己土地以外の利用

〔割当時期〕十分な検討時間を確保/慎重に検討する必要/2025～2026年度/2027年度末まで

〔周波数幅〕400MHz幅/200MHz幅以上/100MHzもしくは200MHz単位

〔地域〕全国での割当/複数の希望地域を選択/市区町村単位

### 【40GHz帯に関する主な回答】

〔その他〕技術仕様動向と市場ニーズを見定めたい/対応端末がまだ市場に十分に出回っておらず、26GHz帯が優先的に検討されるべき

**情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会**（主査：藤井威生 電気通信大学教授）  
 ～諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」について～

## 価額競争の実施方法に関する検討作業班（主任：藤井威生 電気通信大学教授）

新設

### ＜検討事項＞

- ①価額競争の方式及び価額競争の設計
- ②最低落札価額
- ③保証金の設定
- ④新規事業者や地域事業者の参入促進措置
- ⑤その他価額競争の実施に必要な事項

### ＜構成員＞

- |        |                                   |               |
|--------|-----------------------------------|---------------|
| ○石山 和志 | 東北大学 電気通信研究所 教授                   | (◎:主任、○:主任代理) |
| ○大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長              |               |
| ○佐野 隆司 | 横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院（経済学部）教授      |               |
| ○中島 美香 | 中央大学 国際情報学部 教授                    |               |
| ○藤井 威生 | 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授 |               |
| ○安田 洋祐 | 大阪大学 大学院 経済学研究科 教授                |               |

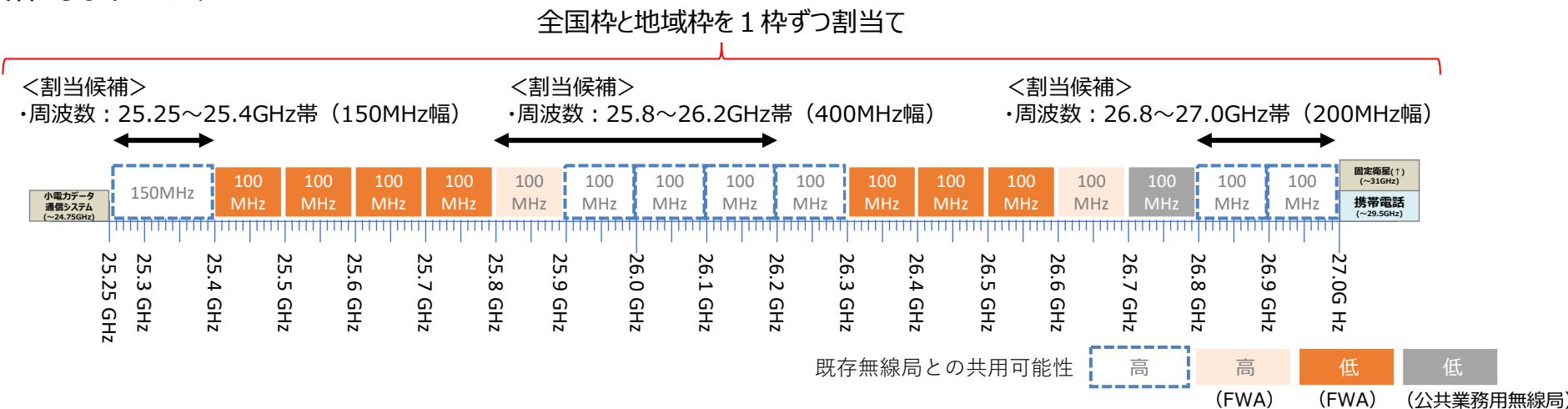
## 周波数割当ての諸条件及び価額競争の基本的な考え方

- ・本年10月、価額競争の実施方法について電波有効利用委員会の報告（案）を取りまとめ（10/11～11/10まで意見募集）。

### **周波数割当ての諸条件** (→報告 第2章2-1)

- ・利用意向調査において一定の利用意向が示された**26GHz帯**のうち、既存無線局との**共用可能性が高い周波数帯**（25.25GHz～25.4GHz、25.8GHz～26.2GHz、26.8GHz～27.0GHz）を今回の価額競争の対象とする。
  - ・「全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開」「地域のエリアを選択的に整備」の両方のニーズに応じるため、**全国枠**（全国を割当区域とする枠）と**地域枠**（地域を割当区域とする枠）を**1枠ずつ**設ける。
  - ・新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、**地域枠は、新規事業者・地域事業者の専用枠**とする。

[具体的なイメージ]



## 検討の基本的な考え方 ( $\rightarrow$ 報告 第2章 2-2)

- ・今回の26GHz帯における価額競争の実施方法の検討に当たり、次の点を検討全体の基本的な考え方として位置付け。
    - ✓ 我が国で初めての価額競争であることも踏まえ、**参加者にとってできるだけシンプルで分かりやすい方式**とする。
    - ✓ **周波数の適正な経済的価値が可能な限り反映されるような方式**とする。
  - ・併せて、競争阻害的な行動を抑止するためのルール等、公正な割当てとなるように細部のルールを検討。

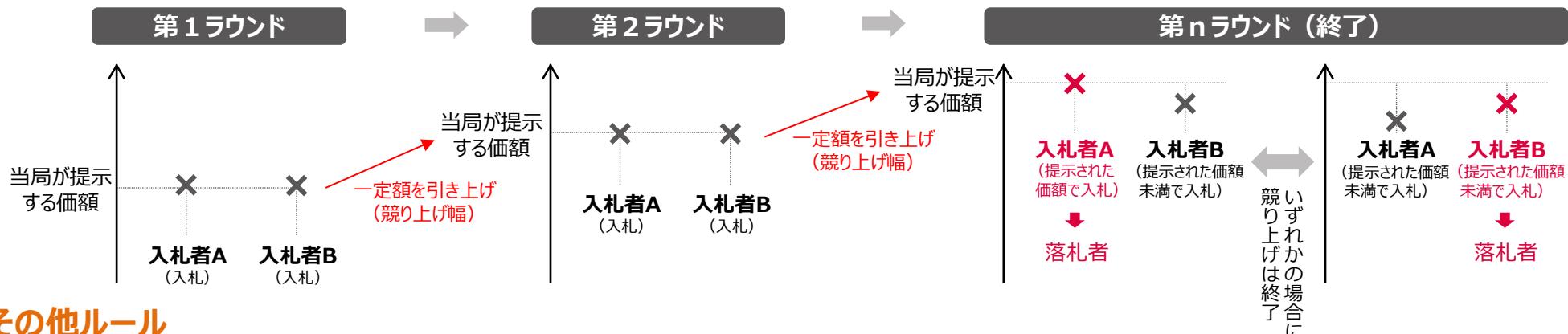
# 価額競争の方式等

- 26GHz帯の価額競争の方式は同時時計オークションとした上で、その他ルールについて詳細に検討。

## 価額競争の方式 (auction format) (→報告 第3章3-1、第4章4-1)

- ・ 価額競争の方式は、諸外国の周波数オークションの設計を踏まえ、次の特徴を持つ「同時時計オークション」(Clock Auction方式)とする。
  - ★ 価額を段階的に引き上げながら入札を繰り返すことで適正な価格形成を促す「複数回の競り上げ」
  - ★ 全国枠と地域枠、地域枠の各区域の競り上げ中の乗り換えを可能とするため、それらを同時に競り上げていく「同時開始・同時終了」
  - ★ 競り人（総務省）が提示する価額に対して入札者が入札の有無を判断する「時計方式」（ラウンド内入札あり）

〔具体的なイメージ〕※周波数枠が1枠で入札者が2者の場合の例



## その他ルール

### ①活動ルール (activity rule) (→報告 第4章4-3)

- ・ 諸外国と同様、積極的な入札行動を促すための措置として**活動ルールを導入**。
- ・ 活動ルールは、**入札ポイント制**を採用する。

#### 【入札ポイント制の概要】

- ✓ 入札者には、事前に納付した保証金の額に応じて、競り上げ前にポイントが付与される。
- ✓ 全国枠や地域枠の各区域ごとに入札に必要なポイント数が設定されており、入札者は、各ラウンドにおいて、自らが保有する入札ポイント数の範囲内で入札を行う。
- ✓ 各ラウンドにおいて入札等を行わなかった分のポイントは失効する。

### ②競り上げ幅 (bid increase amount) (→報告 第4章4-2)

- ・ 競り上げ幅については、諸外国の動向（おむね20%以内）も踏まえ、枠や区域ごとに設定される**最低落札価額の20%以内の額**を各ラウンドで同額ずつ引き上げる。

### ③暫定落札の撤回 (bid withdrawal) (→報告 第4章4-4)

- ・ 26GHz帯の地域枠について、隣接する区域等で断片的な落札が生じることを防止するため、**地域枠のみ暫定落札の撤回を認める**（全国枠は認めない）。
- ・ 撤回は、制度の濫用を防止する観点から**必要最小限の回数**とともに、濫用等の本来の目的を逸脱する行為がなされた場合は厳正に対処。

# 最低落札価額・保証金・参入促進措置

- 最低落札価額、保証金、参入促進措置について、下記のとおり考え方を取りまとめた。

## 最低落札価額 (→報告 第3章3-2)

- 周波数の経済的価値を踏まえて最低落札価額を設定する。
- 現行の特定基地局開設料の最低金額（絶対審査基準の額）の算定方法を基本としつつ、国内外の事情も勘案して柔軟に設定する※1,2。
- 地域枠については、割当区域に応じて、全国枠の最低落札価額に、経済規模や人口等の地域性を反映できる指標を乗じて算定する。

※1 価額競争では、特定基地局開設料制度と異なり、複数回の競り上げが行われることから、価額競争への参加促進や競り上げ主導の適切な価額形成を促す等の観点も考慮。

※2 全国枠の最低落札価額については、100MHz幅あたり10億円程度を基本として、更に精査を進めることとする。

[具体的なイメージ]



## 保証金 (→報告 第3章3-3)

- 諸外国の例を踏まえ、事前に金銭を預ける「保証金」を設定。
- 保証金の金額は、**最低落札価額の5～10%程度**とする。
- 納付手続に係る負担を軽減する観点から、現金以外の納付方法についても選択可能とする。

## 新規事業者や地域事業者の参入促進措置 (→報告 第3章3-4)

- 諸外国では、新規事業者や中小事業者への配慮措置として、周波数の取置き (set aside) や割引 (入札クレジット)、周波数キヤップ (spectrum cap) などを設けている事例がある。
- 今回の26GHz帯の価額競争においては、新規事業者や地域事業者の参入可能性を確実に確保する観点から、地域枠について**周波数の取置き（専用枠の設定）**を行う（2ページ目参照）。

- その他価額競争の実施に必要な事項として、競争阻害的な行動を抑止するための措置、参加者・落札者が満たすべき条件について、下記のとおり考え方を取りまとめた。

## 競争阻害的な行動を抑止するための措置 （→報告 第4章4－5）

- 諸外国の動向及び我が国におけるこれまでの周波数割当ての事例を踏まえ、談合等の競争阻害的な行動を抑止するため、次の3点を確保する。

### ①共同入札の禁止

- 複数の事業者が共同して入札する行為を禁止※



### ②情報交換・取り決めの禁止

- 入札者間で価額競争に関する情報交換や取り決めを行ってはならない



### ③適正な情報開示

- 適正な価額形成を促進しつつ、談合等の競争阻害的な行動を誘発しない情報開示の在り方



- 価額競争の参加申請にあたり、資本関係、役員の兼任先、関係法人等の情報を提出

- 誓約書の提出
- 総務省への通報義務
- 違反が発覚した場合の価額競争からの排除等の制裁措置

- 個別の入札者の特定につながる情報（名称や入札先等）は、競り上げが終了するまで非開示
- 各ラウンドにおける入札数等の入札情報については、適正な価格形成に資することから、各ラウンドの終了後に参加者に対して開示

※ 地域枠については、多様な事業者による参入を確保する観点から、ローカル5Gのケースを参考に、上記のような規制は可能な限り設けない一方で、地域枠の周波数を全国携帯電話・BWA事業者が提供するサービスの補完として利用することを制限するなど、地域枠を設ける趣旨（新規事業者・地域事業者の参入促進）を確実に確保するための措置を講じることとする。

## 参加者及び落札者が満たすべき条件 （→報告 第3章3－5）

- 現行の特定基地局の開設指針における絶対審査基準（認定開設者が最低限満たすべき条件）を基本としつつ、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、**無線設備の安全・信頼性、サイバーセキュリティ対策その他の電波の公平かつ能率的な利用のために必要最小限の事項**を設定。
- 無線局の開設の期限については、我が国における26GHz帯の割当ては今回が初めてであるため、機器の普及に要する期間等を想定し、認定日から**一定程度の期間**を設ける。なお、全国枠については、地域枠よりも**早期に無線局を開設**することを求める。
- 全国枠について、**全国各地域の整備を促進するための一定の条件**を設定。